第１回地域安全まちづくり審議会次第

日時：平成 18 年５月 26 日(金)　14:30～
場所：兵 庫 県 公 館 第 1 会 議 室

1　開会

2　あいさつ

3　委員紹介

4　会長の選任について

5　諮問「推進計画及び指針について」

6　議事

(1) 審議会の運営について

(2) 諮問事項について　～　推進計画と指針　～

(3) その他

7　閉会

《配布資料》

- 諮問文（写し）
- 地域安全まちづくり条例（平成 18 年兵庫県条例第３号）　・・・・・・・・・資料１
- 地域安全まちづくり審議会規則（平成 18 年兵庫県規則第 44 号）　・・・・ 資料２
- 地域安全まちづくり審議会運営規程（案）　・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料３
- 地域安全まちづくり審議会傍聴要領（案）　・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料４
- 兵庫県下における刑法犯の認知・検挙状況　・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料５
- 地域安全まちづくり条例に基づく「推進計画」について　・・・・・・・・・ 資料６
- 各部局における主要施策体系について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料７
- 地域安全まちづくり条例に基づく「指針」について・・・・・・・・・・・・ 資料８
- 今後のスケジュールについて（案）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料９

《参考資料》

(1) 地域安全まちづくり条例パンフレット（安全で快適なまちづくり）
(2) 地域安全活動マニュアル

地域安全まちづくり条例（平成18年兵庫県条例第３号）　**資料１**

目次

前文
第１章　総則（第１条－第６条）
第２章　地域安全まちづくり活動（第７条－第10条）
第３章　地域安全まちづくり活動への支援（第11条－第16条）
第４章　雑則（第17条）
附則

安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現は、すべての県民の願いであり、私たちの生活は、安全で安心な地域社会という基盤の上に営まれなければならない。

しかしながら、近年、様々な社会情勢の変化を背景として、街頭、住居等の県民生活に身近なところで発生する犯罪が多発しており、こうした状況を踏まえ、これまで行われてきた防犯協会等のボランティア団体による取組に加え、地域の安全は住民自らの力で確保しようとする県民の主体的な意思に基づく取組が各地で展開されつつある。

兵庫県では、これまでも様々な県民運動を提唱し、県民による多様な地域づくり活動を支援してきたほか、安全で安心な都市基盤の整備に努めるなど、県民生活を基本とする県行政を展開してきた。

また、阪神・淡路大震災においては、県民一人ひとり、自治会、婦人会等の地縁団体、ボランティア等が相互に助け合い、連携する豊かな地域社会こそが、安全で安心な県民生活を支えていることを改めて認識した。

これらの貴重な経験や活動を踏まえ、県民一人ひとりが、自らの安全の確保に対する意識を高めることはもとより、人と人、人と地域のきずなを一層強め、地域ぐるみで犯罪を防止するための活動その他安全で快適な暮らしの実現に向けた活動に取り組んでいく必要がある。

ここに、私たちは、地域社会を構成する様々な主体の相互の連携による活動を通じて安全で安心な兵庫を実現するため、この条例を制定する。

第１章　総則

（基本理念）

第１条　県民が自らの生命、身体又は財産に対して危害を受ける不安を覚えることなく、安全に安心して暮らすことができる地域社会の形成（以下「地域安全まちづくり」という。）は、県民一人ひとり、地縁団体、ボランティア団体その他の団体及び事業者（以下「県民等」という。）が、地域社会において相互に連携し、犯罪の防止その他安全で快適な暮らしを実現するための活動（以下「地域安全まちづくり活動」という。）に取り組むことにより、推進されなければならない。

（県民の役割）

第２条　県民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、一人ひとりが日常生活における自らの安全の確保に努めるとともに、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

２　県民は、子どもが他者への思いやりの心をはぐくみ、社会の一員としての規範意識を持って生活を営むことができるよう、子どもに対し、自ら模範となる行動を示すとともに、家庭、地域社会及び学校、児童福祉施設その他子どもの教育等を行う施設（以下「学校等」という。）において、その健全育成に努めるものとする。

３　県民は、県及び市町が実施する地域安全まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（地縁団体等の役割）

第３条　地縁団体、ボランティア団体その他の団体（以下「地縁団体等」という。）は、基本理念にのっとり、地域社会の安全を確保する観点から、地域安全まちづくり活動を企画し、県民及び事業者の参画を得て、推進するよう努めるものとする。

２　地縁団体等は、基本理念にのっとり、必要に応じて、地域安全まちづくり活動に取り組む県民及び事業者に対する助言等を行うよう努めるものとする。

３　地縁団体等は、県及び市町が実施する地域安全まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第４条　事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たって、自ら及び県民等の安全が確保されるよう努めるとともに、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、地域社会に貢献する観点から、地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

２　事業者は、県及び市町が実施する地域安全まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（県の責務）

第５条　県は、基本理念にのっとり、地域安全まちづくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

２　県は、前項の施策を策定し、及びこれを実施する場合においては、地域安全まちづくりに関する市町の施策を尊重するとともに、市町に対する情報の提供、技術的助言その他の支援に努めるものとする。

３　県は、地域安全まちづくりが県民の自発的かつ自律的な意思に基づき行われるべきものであることにかんがみ、これが地域の多様性及び県民の多様な価値観を尊重して推進されるよう配慮するものとする。

（県民等、県及び市町の相互の連携）

第６条　県民等及び県は、地域安全まちづくりの推進に当たっては、第２条から前条までに規定するそれぞれの役割又は責務を踏まえ、相互に連携するよう努めるものとする。

２　県及び市町は、地域安全まちづくりに関する施策の実施に当たっては、相互に連携し、当該施策が効果的に実施されるよう努めるものとする。

３　県民等、県及び市町は、相互に連携して、地域安全まちづくりの総合的な推進を図るための体制を整備するものとする。

第２章　地域安全まちづくり活動

（地域安全まちづくり活動）

第７条　県民は、相互に連携し、地域の実情に応じて、防犯に関する知識及び技術の習得、建物、車両等の適正な管理、地域内の巡回その他の地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

２　地縁団体等は、次に掲げる活動その他の地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

(1) 県民相互又は県民と事業者との連携による取組を促進するための地域安全まちづくり活動に関する企画及び地域安全まちづくり活動への参画の促進

(2) 講習会の開催等による県民及び事業者に対する防犯意識の啓発、防犯に関する情報の提供並びに知識及び技術の普及

３　事業者は、従業者に対する防犯に関する知識及び技術の普及等の教育、建物、車両等の適正な管理その他の地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

（子ども、高齢者等の安全確保）

第８条　子どもの保護者、地縁団体等及び学校等を設置し、又は管理する者（以下「学校の設置者等」という。）は、次に掲げる活動に取り組むよう努めなければならない。

(1) 学校等及び通学又は通園の用に供される道路並びに子どもが利用する公園、広場等（以下「通学路等」という。）における巡回活動その他の子どもの安全を確保するための活動

(2) 子どもが自身の安全を確保することができるようにするための教育

(3) 子どもの他者への思いやりと規範意識をはぐくむ教育

２　学校の設置者等及び通学路等を設置し、又は管理する者は、その施設における防犯のための設備の設置その他の子どもの安全を確保するための措置を講ずるよう努めなければならない。

３　地縁団体等は、高齢者、障害者、女性その他の犯罪による被害の防止のために配慮を要すると認められる者（以下「高齢者等」という。）の安全を確保するため、高齢者等及びその関係者に対し、防犯に関する知識及び技術の普及並びに意識のかん養に努めなければならない。

（防犯に配慮した施設の管理等の取組）

第９条　住宅、店舗その他の施設（以下「住宅等」という。）を所有し、又は管理する者は、当該住宅等の構造、設備、管理の方法等を当該住宅等及びその周辺における犯罪の防止に配慮したものとするよう努めなければならない。

２　空地を所有し、又は管理する者は、当該空地を犯罪の防止に配慮して適切に管理するよう努めなければならない。

３　事業者は、事業所ごとに、防犯のための設備の維持及び管理、従業者に対する防犯に関する指導その他事業所における犯罪を防止するための活動を行う者として、防犯責任者を置くよう努めなければならない。

４　深夜（午後11時から翌日の午前５時までの間をいう。以下同じ。）において物品販売業その他の営業を営む者は、当該営業に係る店舗（以下「深夜営業店舗」という。）への防犯のための設備の設置、深夜における従業者の勤務体制の整備その他の措置を講ずることにより、深夜営業店舗及びその周辺における犯罪の防止に配慮するよう努めなければならない。

５　飲食店、小売店舗その他の店舗の集積する区域（以下「繁華街」という。）において、店舗、駐車場その他の施設を所有し、若しくは管理する者又は事業を行う者は、地縁団体等、県及び市町と協働して、当該繁華街において、違法な広告物の掲示、建物等に対する落書き、違法な駐車等の犯罪を誘発するおそれがある環境の浄化の推進に努めなければならない。

（防犯に配慮した基盤の整備）

第10条　住宅又は住宅団地を整備しようとする者は、当該住宅又は住宅団地を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするよう努めなければならない。

２　道路、公園、駐車場その他の施設（以下「道路等」という。）を設置し、又は管理する者は、当該道路等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするよう努めなければならない。

３　自動車、原動機付自転車又は自転車（以下「自動車等」という。）の製造又は販売を業とする者は、当該自動車等の盗難その他の犯罪を防止するための制度、装置その他の措置の普及に努めなければならない。

第３章　地域安全まちづくり活動への支援

（地域安全まちづくり活動への支援）

第11条　県は、地域安全まちづくり活動を支援するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 地域安全まちづくり活動に必要な情報を提供し、及び地域安全まちづくり活動に関する相談に応ずること。

(2) 地域安全まちづくり活動に必要な知識及び技能の習得の機会を提供すること。

(3) 地域安全まちづくり活動に必要な技術的助言を行うこと。

(4) 地域安全まちづくり活動を支える人材の確保及び資金の調達を支援すること。
(5) 地域安全まちづくり活動に関して著しい功績があった者を表彰すること。
(6) 前各号に掲げるもののほか、地域安全まちづくり活動を支援するために必要な施策

2　知事、教育委員会及び公安委員会は、前項の施策を実施するに当たっては、相互に密接な連携を図るものとする。

（推進計画の策定）

第12条　知事は、前条第１項に規定する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2　知事は、推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第１条第１項に規定する地域安全まちづくり審議会の意見を聴くものとする。

3　知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4　前２項の規定は、推進計画の変更について準用する。

（指針の策定）

第13条　知事は、地域安全まちづくり活動を支援するため、次に掲げる指針を策定するものとする。

(1) 第８条第１項第１号及び第２項に規定する子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針
(2) 第９条第１項及び第10条第１項に規定する犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅団地の構造、設備等に関する指針
(3) 第９条第４項に規定する犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針
(4) 第10条第２項に規定する犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

2　前条第２項から第４項までの規定は、前項の指針について準用する。

（地域安全まちづくり推進員の設置）

第14条　知事は、地域安全まちづくり活動に取り組む県民の中から、地域安全まちづくり推進員（以下「推進員」という。）を委嘱するものとする。

2　推進員は、県民等による地域安全まちづくり活動の推進を図るため、率先して地域安全まちづくり活動に取り組むほか、県民等、県及び関係機関の連携及び協働に関する調整を行うものとする。

（犯罪被害者等に対する支援）

第15条　県は、国及び犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。）による被害を受けた者等（以下「犯罪被害者等」という。）を支援する活動を行う機関又は団体と協働して、情報の提供、相談の実施その他の犯罪被害者

等に対する支援に努めるものとする。

（その他の地域安全まちづくり施策）

第16条　第11条から前条までに定めるもののほか、県は、地域安全まちづくりに関する県民の意識の啓発、防犯に配慮した公共施設の整備その他の地域安全まちづくり施策を実施するものとする。

第４章　雑則

（補則）

第17条　この条例の施行に関して必要な事項は、知事、教育委員会及び公安委員会が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成18年４月１日から施行する。

（附属機関設置条例の一部改正）

２　附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

第１条第１項の表男女共同参画審議会の項の次に次のように加える。

地域安全まちづくり審議会	地域安全まちづくり条例（平成18年兵庫県条例第３号）による地域安全まちづくりに関する重要事項の調査審議及び当該事項に関して必要と認める事項についての建議に関する事務

（委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

３　委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第１条第54号を次のように改める。

(54)地域安全まちづくり審議会

別表第１男女共同参画審議会の項の次に次のように加える。

地域安全まちづくり審議会	会長	日額	15,500円
	委員	日額	12,500円

別表第２男女共同参画審議会の委員の項の次に次のように加える。

地域安全まちづくり審議会の委員	職員旅費条例中８級の職務にある者相当額

地域安全まちづくり審議会規則（平成18年兵庫県規則第44号）　**資料２**

（趣旨）

第１条　この規則は、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第３条の規定に基づき、地域安全まちづくり審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 地域安全まちづくり条例（平成18年兵庫県条例第３号。以下「条例」という。）第12条第２項（同条第４項において準用する場合を含む。）の規定による推進計画の決定又は変更に関すること。

(2) 条例第13条第２項の規定による指針の決定又は変更に関すること。

(3) 前２号に掲げるもののほか、地域安全まちづくりに関する重要事項に関すること。

２　審議会は、前項各号に掲げる事項に関して必要と認める事項について、知事に建議することができる。

（組織）

第３条　審議会は、委員20人以内で組織する。

（委員）

第４条　委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 市町の長を代表する者

(3) 地域安全まちづくり活動を行っている者

２　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

（会長）

第５条　審議会に、会長を置く。

２　会長は、委員の互選によって定める。

３　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

４　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会は、会長が招集する。

２　審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

第７条　審議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

３　部会に、部会長を置く。

４　部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

５　部会長の職務及び部会の会議については、第５条第３項及び前条の規定を準用する。

（幹事）

第８条　審議会に、幹事若干人を置く。

２　幹事は、県の職員のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

３　幹事は、会長の命を受けて、所掌事務について委員を助ける。

（補則）

第９条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成18年４月１日から施行する。

（招集の特例）

２　この規則の施行の日以後最初に開かれる審議会は、第６条第１項の規定にかかわらず、知事が招集する。

地域安全まちづくり審議会運営規程（案）

資料３

（目的）

第１条　この規程は、地域安全まちづくり審議会規則（平成18年４月１日施行）第９条の規定により、地域安全まちづくり審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第２条　会長又は部会長は、会議を招集しようとするときは、その開催期日の７日前までに委員に通知しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りではない。

（会議の公開）

第３条　会議（部会を含む）は原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合で、当該会議において公開しないと決めた場合は、この限りでない。

(1) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第６号）第６条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

２　会議の傍聴に関して必要な事項は、会長が別に定める。

（会議録）

第４条　会議を開いたときは、その概要について、会議録を作成しなければならない。

２　会議録は、原則として公開する。なお、公開にあっては、個人情報の保護に留意するとともに前条第１項ただし書きに該当する事項は除く。

（委員会）

第５条　審議会又は部会は、専門的事項を調査審議するため、会議の議決により委員会を設置することができる。

２　委員会に属する委員及び委員長は、会長が指名する。

（委員以外の者の出席）

第６条　会長又は部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べ、又は説明させることができる。

（文書による意見の開陳等）

第７条　委員は、会議に出席できない場合であっても、会長又は部会長の許可を受けたときは、会議において、文書又は代理者の出席により、その意見を開陳し、又は議決に加わることができる。

２　前項の規定により、会議においてその意見を開陳し、又は議決に加わる場合には、当該委員の出席があったものとみなす。ただし、当該出席にかかる報酬については代理者に支払うものとする。

（雑則）

第８条　この規程の施行に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規程は、平成18年　月　日から施行する。

【抜粋：附属機関等の設置及び運営指針】

４　附属機関等の運営
(4) 会議の公開等
ア　会議の公開
(ｱ) 附属機関等の会議は、次のいずれかに該当する場合を除き、公開に努めるものとする。
ａ　情報公開条例第６条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合
ｂ　会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

【抜粋：情報公開条例】

第６条　実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。
（１）個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの
（２）（略：法人に関する情報）
（３）公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
（４）法令若しくは条例の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示により、公にすることができない情報
（５）県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
（６）県の機関若しくは国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務若しくは事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務若しくは事業の性質上、当該事務若しくは事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの又は警察官その他の公務員（以下「警察官等」という。）の従事する事務若しくは事業の遂行に係る情報に含まれる警察官等の氏名であって、公にすることにより、当該警察官等の従事する事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして実施機関の規則で定めるもの
ア　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
イ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
ウ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
エ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
オ　国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

地域安全まちづくり審議会傍聴要領（案）

資料４

（趣旨）

第１　この要領は、地域安全まちづくり審議会運営規程第３条第２項に基づき、地域安全まちづくり審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人）

第２　傍聴人とは、審議会の許可を得て、会議を傍聴する者をいう。

（会議の開催周知）

第３　会議の開催は、事前にインターネットや県広報誌等により周知するものとし、周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。

２　周知内容は、会議の名称、開催日時、開催場所、議題、傍聴の可否、傍聴人の定員、傍聴手続き、その他必要な事項とする。

（会議の非公開の決定）

第４　地域安全まちづくり審議会運営規程第３条第１項ただし書きによる会議の非公開については、会議において決するものとする。

（傍聴人の定員等）

第５　傍聴人の定員は会長が別に定めることとし、会場に傍聴席を設けるものとする。

（傍聴の申出等）

第６　傍聴を希望する者は、会議の当日、審議会の開会予定時刻の30分前までに、傍聴申出書（様式第１号）に所要事項を記入の上申し出なければならない。

２　傍聴を希望する者が会議開催予定時刻の30分前の時点で定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定するものとし、会議開催予定時刻の30分前の時点で定員を超えない場合においては、会議の開催予定時刻まで先着順で傍聴を認めるものとする。

３　傍聴人は、事務局職員の指示に従って、会議開催時刻までに会議室に入場しなければならないものとし、会議開会後は、入場を認めない。

（傍聴証の着用）

第７　傍聴人は、傍聴証（様式第２号）の交付を受け、これを着用しなければならない。

（傍聴人の遵守すべき事項）

第８　傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 審議会における発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
(2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎたてないこと。
(3) はち巻きをするなど、示威的行為をしないこと。
(4) 飲食、喫煙をしないこと。
(5) 携帯電話等の無線機を使用しないこと。
(6) みだりに傍聴席を離れないこと。
(7) その他、会議の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

（撮影及び録音等の許可）

第９　傍聴人は会場において写真、テレビ及び映画の撮影並びに録音をしてはならない。ただし、審議会の許可を得た場合はこの限りでない。

２　前項ただし書の規定により審議会の許可を得ようとする者は、許可願（様式第３号）を審議会に提出しなければならない。

（報道関係者の取扱）

第10　報道関係者は、第５及び第６の規定にかかわらず、公開の会議を傍聴することができる。

２　第７から第９までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。

３　前項の場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

（会議の秩序の維持）

第11　傍聴人及び報道関係者（以下「傍聴人等」という。）は、会議を傍聴するに当たり、会長、部会長及び事務局職員の指示に従わなければならない。

（傍聴人等の退場）

第12　傍聴人等は、次に掲げる場合は速やかに退場しなければならない。

(1) 会議が非公開と決せられたとき。

(2) 傍聴人がこの要領に違反し、会長又は部会長が退場を命じたとき。

２　前項の規定により退場を命じられた者は、当日再び会場に入場することはできない。

附　則

この規程は、平成18年　月　日から施行する。

（様式第１号）

傍　聴　申　出　書

平成　　年　　月　　日開催

地域安全まちづくり審議会

番　号	住　　所	氏　　名

（様式第２号）

NO.

傍　　聴　　証

地域安全まちづくり審議会

平成　年　月　日

（様式第３号）

写 真 撮 影 等 許 可 願

撮影等年月日	平成　　年　　月　　日
撮影等の目的	
撮影者等の住所・氏名	
フラッシュ使用の有無	有　　・　　無
備　　考	

上記のとおり許可願います。

平成　　年　　月　　日

地域安全まちづくり審議会
会　長　　様

申込者　　印

資　料　5

兵庫県下における刑法犯の認知・検挙状況

1　刑法犯の10年間の推移

区　　分		8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
認知件数	兵庫県	64,635	68,685	75,166	78,857	94,150	129,197	164,445	153,080	135,119	121,539
	指　数	100	106	116	122	146	200	254	237	209	188
	全　国	1,812,119	1,899,564	2,033,546	2,165,626	2,443,470	2,735,612	2,853,739	2,790,136	2,562,767	2,269,537
	指　数	100	105	112	120	135	151	157	154	141	125
検挙件数	兵庫県	25,958	27,477	30,556	31,581	25,844	21,799	23,803	25,973	28,817	28,846
	指　数	100	106	118	122	100	84	92	100	111	111
	全　国	735,881	759,609	772,282	731,284	576,771	542,115	592,359	648,319	667,620	649,695
	指　数	100	103	105	99	78	74	80	88	91	88

2　街頭犯罪・侵入犯罪の5年間の推移

区　　分		13年	14年	15年	16年	17年
刑法犯総数		129,197	164,445	153,080	135,119	121,539
	指数	100	127	118	105	94
	検挙人員	15,800	17,590	17,560	17,743	19,179
	検挙人員少年比率	46.7%	44.7%	41.7%	39.1%	36.0%
街頭・侵入犯罪		99,525	127,152	115,467	95,913	82,942
	指数	100	128	116	96	83
	刑法犯総数に占める割合	77.0%	77.3%	75.4%	71.0%	68.2%
	検挙人員	3,098	3,298	3,155	2,893	2,925
	検挙人員少年比率	65.0%	63.4%	60.6%	56.7%	56.4%
街頭犯罪		87,420	112,759	102,195	83,476	72,159
	指数	100	129	117	95	83
	検挙人員	2,726	2,913	2,809	2,563	2,566
	検挙人員少年比率	71.1%	69.0%	65.3%	61.8%	61.0%
	路上強盗	99	146	175	123	135
	強制わいせつ	338	416	371	337	349
	ひったくり	2,966	4,231	4,010	2,614	1,972
	車上ねらい	17,834	23,574	20,940	15,173	13,049
	自動販売機ねらい	7,552	8,205	5,730	3,198	3,030
	自動車盗	3,142	3,969	3,415	2,696	2,507
	オートバイ盗	20,692	17,165	13,807	10,630	7,818
	自転車盗	20,299	28,549	28,064	25,832	22,488
	部品ねらい	5,660	7,965	7,439	6,513	6,055
	器物損壊等	8,838	18,539	18,244	16,360	14,756
侵入犯罪		12,105	14,393	13,272	12,437	10,783
	指数	100	119	110	103	89
	検挙人員	372	385	346	330	359
	検挙人員少年比率	21.0%	21.0%	22.8%	17.0%	24.0%
	空き巣	5,473	7,138	6,893	6,882	5,874
	忍込み	1,200	1,492	1,109	1,016	1,123
	金庫破り	500	481	500	359	280
	事務所荒し	2,657	2,517	2,013	2,110	1,565
	出店荒し	2,275	2,765	2,757	2,070	1,941

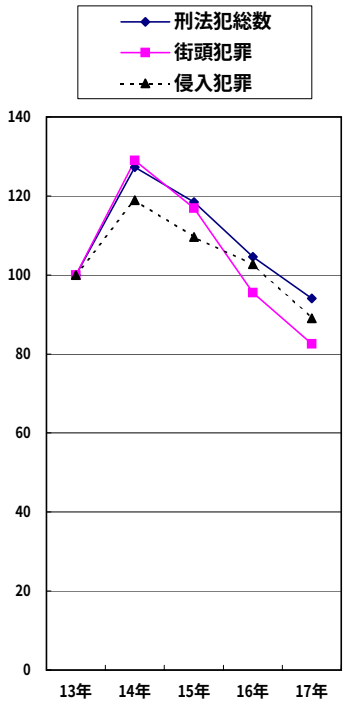

資料６

地域安全まちづくり条例に基づく「推進計画」について

１　推進計画とは

(1) 安全で安心な兵庫を実現するためには、県民ぐるみ、地域ぐるみによる「犯罪の防止その他安全で快適な暮らしを実現するための活動」への取組を促進していく必要がある。

(2) 推進計画は、こうした県民ぐるみの取組に対する県の支援を総合的・計画的に講ずるため、今後の施策の基本目標や基本方向を盛り込んだ地域安全まちづくり条例第 12 条に基づく中期計画である。(計画期間は、概ね３～５年程度を想定)

２　内容

(1) 安全で安心な兵庫の実現に向けた基本理念や基本目標、そのために県(教委・警察含む)が展開する施策の基本方向を盛り込む。

(2) できるだけ数値目標を設定する。

(3) 計画期間は３～５年程度とするが、社会情勢の変化に弾力的に対応するため、計画期間内でも必要に応じて見直しを行う。

(4) 県の施策は、県民等(県民・地縁団体・事業者)による地域安全まちづくり活動に対する支援であり、県民等に期待される活動内容と表裏一体の関係にあることから、県民等に期待される活動内容も、参考として併せて記載する。

＜イメージ＞

◆基本理念

安全に安心して暮らすことができる地域社会の形成のための県民ぐるみ、地域ぐるみの取組の促進

◆基本目標

①　自分の安全は自分で守るという防犯意識の高揚を図る(§７・９関係)

<施策例>

・各種広報媒体を活用した防犯意識の普及啓発

・防犯情報配信システム(ひょうご防犯ネット)による情報配信
・事業所における防犯責任者設置の促進

②　安全な地域コミュニティの形成を図る(§７関係)

<施策例>
・まちづくり防犯グループの結成促進(立ち上げ経費助成・活動用品支給)
・地域安全まちづくり推進員の委嘱
・県民ボランタリー活動の助成

③　子ども、高齢者等を犯罪から守る(§８関係)

<施策例>
・消費生活相談体制の強化
・地域子育てネットワーク事業
・児童生徒の安心づくりコーディネーターの配置

④　規範意識の高揚を図る(§８関係)

<施策例>
・青少年を守り育てる県民スクラム運動
・青少年愛護活動推進員・協力員の設置
・地域非行防止対策推進

⑤　犯罪に強いまちづくりを進める(§９・10 関係)

<施策例>
・防犯に配慮した住宅、公園整備
・スーパー防犯灯の設置
・歓楽街環境浄化対策

⑥　多様な構成主体による相互の連携を深める(§６関係)

<施策例>
・地域安全兵庫県民大会の開催
・ひょうご防犯まちづくり推進協議会の運営支援
・犯罪被害者等への支援

3　策定時期

年内を目途とする。

＜参考＞　他府県における推進計画等策定状況

	名称(根拠)	策定時期(根拠法令の議決・施行時期)	計画期間	内　容　・　特　徴
他府県状況	北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進方策 (北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例第８条)	Ｈ１８年３月 (H17.3、H17.4)	―	○道が取り組むべき推進項目を定めたもの(Ａ４版 11 頁) ○取組重点事項(通学路等の児童安全確保・侵入盗、車上ねらい防止)を設定
	栃木県安全で安心なまちづくり推進指針 (栃木県安全で安心なまちづくり推進条例第７条)	Ｈ１８年３月 (H17.3、H17.4)	―	○安全で安心なまちづくり推進の基本的方向、施策を定めたもの(Ａ４版３頁)
	埼玉県防犯のまちづくり推進計画 (埼玉県防犯のまちづくり推進条例第8条)	Ｈ１７年２月 (H16.3、H16.7)	５年	○防犯のまちづくりに関する総合的施策大綱(Ａ４版 44 頁) ○数値目標(平成 21 年の犯罪発生件数 20%減など)を盛り込む
	山梨県安全・安心なまちづくり基本方針 (山梨県安全・安心なまちづくり条例第7条)	Ｈ１７年８月 (H17.3、H17.4)	―	○安全・安心のまちづくりのために各主体がなすべき基本的方向を定めたもの(Ａ４版８頁)
	静岡県防犯まちづくり行動計画 (条例根拠なし)	Ｈ１５年９月	８年	○終期は平成 22 年だが、毎年度作成 ○施策の計画的実施のための目標、指標を盛り込んだ大綱(Ａ４版 138 頁)
	福井治安回復プログラム (条例根拠なし)	Ｈ１５年８月	―	○重点的に取り組む施策、基本目標を定めたもの(Ａ４版３頁)で、H17.2 月に福井治安回復プログラム 2005 に改組
	愛知県警察治安回復アクションプラン (条例根拠なし)	Ｈ１５年１２月	３年	○当面、緊急かつ重点的に取り組んでいくべき事項、基本目標を定めたもの (Ａ４版１２頁)
	「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり基本方針 (「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例第6条)	Ｈ１５年１０月 (H15.3、H15.4)	―	○施策の基本的方向、推進方策等を定めたもの。各主体の役割を加味(Ａ４版６頁)
	大阪府安全なまちづくり推進事業計画 (条例根拠なし)	Ｈ１４年４月	１年	○毎年度作成する事業計画(Ａ４版９頁) ○基本目標、施策の基本方向・内容で構成
	広島県減らそう犯罪ひろしまアクションプラン (条例根拠なし)	Ｈ１５年１０月	―	○警察、行政、県民などが取り組むべき方向を定めた行動計画(Ａ４版４０頁)
	長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画 (長崎県犯罪のない安全・安心なまちづくり条例第7条)	Ｈ１７年１２月 (H17.3、H17.4)	５年	○行政、県民、事業者などが取り組むべき方向を定めた行動計画(Ａ４版 28 頁) ○出来るだけ施策の数値目標を盛り込む
	※千葉は基本方針を策定準備中(条例施行 H16.10)			

地域安全まちづくり条例に基づく推進計画について

条　例

○基本理念(§１)

「地域安全まちづくり」は、県民、地縁団体等、事業者が相互に連携し、犯罪の防止その他安全で快適な暮らしを実現するための活動を通じて推進されなければならない。

※　「地域安全まちづくり」とは、県民が自らの生命、身体又は財産に対して危害を受ける不安を覚えることなく、安全に安心して暮らすことができる地域社会の形成をいう。

○役割・責務(§２～５)

県民・事業者(活動の実施等)、地縁団体等(活動の企画・助言等)
県(総合的な施策の実施、市町に対する支援)

○相互の連携(§６)

県民等と県の連携、県と市町の連携、県民等・県・市町の総合的な推進体制整備

県民等に期待される地域安全まちづくり活動の取組内容

○地域安全まちづくり活動(§７)

県　民：防犯に関する知識・技術の習得、建物・車両等の管理、地域内巡回等
地縁団体等：活動の企画・参加の促進、講習会開催等による意識啓発、情報提供等
事業者：従業者に対する防犯教育、建物・車両等の適正な管理等

○子ども・高齢者等の安全確保(§８)

①保護者・地縁団体等・学校等設置管理者
・学校等、通学路等における巡回活動その他子どもの安全確保の活動
・子どもが自身の安全を確保できるようにするための教育
・子どもが他者への思いやりと規範意識をはぐくむ教育
②学校等設置管理者
・施設における防犯設備設置その他子どもの安全確保のための措置
③地縁団体等
・高齢者等の安全確保のための知識・技術の普及、意識のかん養

○防犯に配慮した施設の管理等の取組(§９)

①住宅・店舗等の所有管理者による住宅等の構造、管理方法等の防犯への配慮
②空地の所有管理者による空地の防犯に配慮した適切な管理
③事業者による事業所ごとの防犯責任者の設置
④深夜営業者による店舗等の防犯への配慮
⑤繁華街の事業者等による犯罪を誘発するおそれのある環境浄化の推進

○防犯に配慮した基盤の整備(§10)

①住宅・住宅団地整備者による防犯に配慮した構造、設備等を有する施設整備
②道路・公園・駐車場等設置管理者による防犯に配慮した構造、設備等を有する施設整備
③自動車・原付・自転車製造販売業者による盗難等の防犯制度、装置等の普及

県による地域安全まちづくり活動への支援内容

○地域安全まちづくり活動への支援(§11)
・必要な情報提供・相談　・知識及び技能の習得機会の提供　・技術的助言
・人材の確保及び資金調達の支援　・表彰
・支援施策実施に際しての知事、教育委員会、公安委員会の相互連携
○推進計画、指針策定(§12～13)　○地域安全まちづくり推進員の設置(§14)
○犯罪被害者等に対する支援(§15)　○その他の地域安全まちづくり施策(§16)

推進計画(計画期間３～５年)イメージ

○基本理念

安全に安心して暮らすことができる地域社会形成のための県民ぐるみ、地域ぐるみの取組促進

○基本目標

自分の安全は自分で守るという防犯意識の高揚を図る

・各種広報媒体(広報誌・インターネット等)を活用した防犯意識の普及啓発
・防犯情報配信システム(ひょうご防犯ネット)による情報配信
・事業所における防犯責任者設置の促進

安全な地域コミュニティの形成を図る

・まちづくり防犯グループの結成促進(立ち上げ経費助成・活動用品支給)
・地域安全まちづくり推進員の委嘱
・県民ボランタリー活動の助成
・地域安全活動連携推進(概ね小学校区における防犯グループ間の連携促進)

子ども・高齢者等を犯罪から守る

・消費生活相談体制の強化
・地域子育てネットワーク事業
・児童生徒の安心づくりコーディネーターの配置
・子どもの居場所づくり推進事業

規範意識の高揚を図る

・青少年を守り育てる県民スクラム運動
・青少年愛護活動推進員、協力員の設置
・地域非行防止対策推進

犯罪に強いまちづくりを進める

・防犯に配慮した住宅、公園整備
・スーパー防犯灯の設置
・歓楽街環境浄化対策

多様な構成主体による相互の連携を深める

・地域安全兵庫県民大会の開催
・ひょうご防犯まちづくり推進協議会の運営支援
・犯罪被害者等への支援

県の支援目標を網羅

各部局における主要施策体系について

資　料　7

項目	事業名	予算額(千円) 18年度	予算額(千円) 17年度	18年度の事業内容	課室
Ⅰ　自分の安全は自分で守るという防犯意識の高揚	悪質商法等の消費者被害未然防止のための啓発・情報提供	－	－	○啓発資料の作成 ○インターネット等による情報発信 ○情報誌「ひょうご発生活情報リポートＡらいふ」の発行 ○生活科学センター等における講座・学習会等の開催	消費生活室
	各種広報媒体を活用した防犯意識の普及啓発	1,000	1,371	ラジオスポットを活用した防犯意識の啓発やホームページによる防犯情報の提供を通じた県民の防犯意識の普及啓発	地域安全課
	まちづくり防犯グループ専門サポート事業	1,250	1,250	まちづくり防犯グループの継続した活動を支援するため、防犯グループが抱える活動上の課題を民間専門家の派遣によりサポート	地域安全課
	事業所防犯責任者設置事業	1,000	0	事業所毎に従業員の防犯訓練や防犯設備の導入・維持管理を行う責任者の配置を促進（新） ○講習会の開催 ○手引書の配付等	地域安全課
	商店街・小売市場の共同施設建設費助成事業	50,000	50,000	被災した商店街等が建設する共同施設に対して、経費の一部を補助 ・補助対象：阪神・淡路大震災により災害救助法の適用を受けた市町内の商店街・小売市場の組合 ・対象経費：アーチ、アーケード、街路灯、福祉厚生施設、会館休憩所、緑化施設、防犯カメラシステム等 ・補助率：1/4(上限6,000千円)	商業振興課
	防犯教室講習会の実施	300	350	学校で児童生徒が被害にあう事件が発生していることから、小学校の教職員等を対象に、防犯に対する心構え、防犯や応急手当等についての訓練を内容とする講習会を実施し、各学校での防犯教室の開催を推進するとともに、学校の安全管理の充実を図る（県内2箇所）	体育保健課
	地域安全総合対策システム（GIS）高度化事業	23,562	26,039	犯罪事件等の情報をデータベース化した上で電子地図上に反映させ、住民や自治体に提供	刑事企画課

項目	事業名	予算額(千円)		18年度の事業内容	課室
		18年度	17年度		
	県警ホームページを活用した広報啓発・犯罪情報の提供	－	－	毎月、市区町別犯罪の発生状況（グラフ等を用いたビジュアル化）、「振り込め詐欺」「子どもを守る対策」などタイムリーな防犯情報等を提供	生活安全企画課
	防犯情報配信システム維持費	4,299	5,000	eメールを活用して、県民に対して、身近な犯罪情報・防犯情報をリアルタイムに配信（ひょうご防犯ネット）	生活安全企画課
	ウォークラリーの実施	－	－	子どもを守る１１０番の家の周知徹底方策として、各警察署でウォークラリーを実施	生活安全企画課
	県下交番、駐在所、鉄警隊における防犯ブザー貸出制度	－	－	痴漢、ひったくり等の被害にあいやすい女性やこどもを守る対策として、県下交番、駐在所、駅の痴漢等被害相談所において防犯ブザー貸出制度を実施	生活安全企画課
	事業所等との防犯ネットワークの構築	－	－	街頭で従事する従業員を多く抱える新聞販売会社、郵便局、宅配業者等の事業所、消防署、消防団等と当該警察署間における１１０番通報制度を構築し犯罪情報はもとより、関連情報の提供を受けるなど、警察へ通報する防犯ネットワークを拡充	生活安全企画課
	「かぎかけ運動」の推進	－	－	駅の構内放送やＴＶ放映、チラシや空き巣被害防止ビデオの放映等により「かぎかけ」の呼びかけを実施	犯罪抑止対策室
Ⅱ　安全な地域コミュニティの形成	県民交流広場事業	2,320,488	219,658	県民交流広場の整備及び活動に対する補助のほか、広場事業のＰＲ、県民交流広場支援員の設置等を補助と一体的に実施 ○県民交流広場事業補助 ・地区数：200地区 ・整備補助：1小学校区10,000千円限度 ・活動補助：1小学校区　3,000千円限度 ・市区町推進委員会等運営補助：1市区町350千円 ○推進体制の整備等 ・全県検討委員会、広域推進委員会 ・県民交流広場支援員の設置 人数：各県民局1～3人(計20人)	生活創造課

項目	事業名	予算額(千円)		18年度の事業内容	課室
		18年度	17年度		
	文化会館等の生活創造活動支援機能の充実及び生活創造センター構想の推進	21,702	22,147	各県民局圏域での生活創造センター整備に向け、文化会館・生活科学センター等における地域生活創造情報プラザの運営、阪神地域におけるソフト先行事業の実施等を通じて、県民の生活創造活動を支援 ○地域生活創造情報プラザの運営 ・生活創造活動コーディネーターの設置（6地域） ・交流・研修会の開催 ○生活創造応援隊等への支援 ・応援隊の設置（8地域） ・生活創造しんぶんの発行 ・フォローアップ研修の開催 ・生活創造シニアアドバイザーへの支援(55名） ○阪神地域生活創造活動支援事業 ○生活創造センター構想の推進	生活創造課
	地域づくり活動情報システムの運営	6,641	7,066	行政、企業、団体などが実施している地域づくり活動支援にかかる各種の情報をインターネット等を活用して発信	参画協働課
	地域づくり活動応援（パワーアップ）事業	100,000	100,000	地域団体が行う地域社会の共同利益の実現を図るための取組に対して助成 ・助成率：定額 ・活動枠：500千円/団体以内 ・広域活動枠：1,000千円/団体以内	参画協働課
	県民ボランタリー活動助成	94,500	94,500	県民の地域活動への主体的な参加を促し、ボランタリー活動の裾野を拡大するとともに、県民自らが行うボランタリー活動の支援を通じて、活動の安定的かつ継続的な発展を図る	参画協働課
	防犯活動リーダー養成講座の開催	53	53	地域安全まちづくり活動の進め方等のノウハウを有するリーダーを養成する講座の開催 ・回数：１回 ・場所：神戸 ・定員：120人（17年度実績) ・内容：ｱ 兵庫県における防犯対策の取り組み ｲ 地域防犯活動の取組状況 ｳ 警察における防犯対策の取り組み ｴ 地域防犯活動と地域安全マップ	地域安全課

項目	事業名	予算額(千円)		18年度の事業内容	課室
		18年度	17年度		
	まちづくり防犯グループ専門サポート事業【再掲】	[1,250]	[1,250]	まちづくり防犯グループの継続した活動を支援するため、防犯グループが抱える活動上の課題を民間専門家の派遣によりサポート	地域安全課
	まちづくり防犯グループ交流大会	838	856	県民局ごとに、防犯活動団体の広域的なネットワークづくりを図るため、防犯活動団体間の交流会を企画し開催（県民局ごとに1回）	地域安全課
	地域安全まちづくり推進員の設置	1,468	0	自ら率先して地域安全まちづくり活動に取り組むとともに、県民等や関係機関との連携・協働の調整を行う推進員をH19年度末までに2,500人を委嘱（新） ○研修会の開催（１０箇所） ○身分証、手引書の配付 ○ボランティア保険加入	地域安全課
	地域安全活動連携推進事業	20,750	0	まちづくり防犯グループをはじめとする地域の防犯活動団体間の連携した取り組みを推進するため、ネットワークづくり等、団体間の協働による取り組みに要する経費を助成（新） ・助成額：5万円(立ち上げから３年間助成　合計15万円） ・助成対象：防犯グループ等の連携体制の整備及びそれに併せて実施される人材確保、安全教育、合同防犯活動等の防犯グループ等が協働して実施する事業	地域安全課
	防犯活動マニュアルの配付	—	—	地域安全まちづくり活動マニュアルをまちづくり防犯グループ、市町等の関係機関等に配付 ○マニュアルの内容 ・地域安全まちづくり活動のあり方 ・活動を始めるに当たっての留意事項、活動の基本的な進め方 ・活動事例 ・兵庫県の犯罪情勢	地域安全課

項目	事業名	予算額(千円)		18年度の事業内容	課室
		18年度	17年度		
	まちづくり防犯グループの結成促進	139,620	242,700	地域の自主防犯組織である「まちづくり防犯グループ」の結成・活動の支援 ○防犯活動助成 ・助成対象：まちづくり防犯グループ ・助成率：定額（５万円（活動区域に応じて増額）） ・助成対象：グループの立ち上げ又は防犯活動の充実・高度化に要する経費 ○防犯活動用品の配布 ・配付対象：まちづくり防犯グループ ・配付用品：ジャンパー、帽子、腕章、ライト、拡声器等	地域安全課
	防犯協会との連携	―	―	（社）兵庫県防犯協会連合会、県内54の単位防犯協会と連携した防犯対策の展開	地域安全課
	「ご近所の防犯運動」の実施	―	―	自治会、ＰＴＡ等の住民団体に対して、現下の犯罪情勢や防犯対策等の情報発信を行うとともに自主防犯活動への参加を働きかける	生活安全企画課
	地域ふれあいの会の運営	―	―	住民と交番・駐在所を結ぶ「地域ふれあいの会」の運営を通じて、住民、行政、警察が連携をとりながら地域ぐるみによる安全な生活環境づくりのための活動を実施	地域企画課
Ⅲ 子ども･高齢者等を犯罪から守る	県民行動プログラムに基づく活動	―	―	21世紀兵庫長期ビジョンの推進を図るため、各地域において地域ビジョン委員会と県民局が中心となって県民行動プログラムを多彩に展開（各地域では、青少年健全育成や子育て支援等の実践グループも活動）	ビジョン課

項目	事業名	予算額(千円)		18年度の事業内容	課室
		18年度	17年度		
	地域のくらし安全をはじめとする消費生活相談体制の強化	43,564	46,435	架空請求や悪質商法の未然防止や被害救済のため「くらしのクリエーター」を支援するほか、消費生活相談窓口を強化 ○くらしのチーフクリエーターの配置（１名） ○クリエーター活動支援 ・研修会の実施（県消費者団体連絡協議会委託実施） ・開催回数：14回 ○声かけ運動啓発資料等 ○消費生活相談員の設置（神戸３人、東播磨、姫路、西播磨、但馬、丹波、淡路各１人） ○食の安全・安心相談員の設置（神戸２人、東播磨、姫路、西播磨、但馬、丹波、淡路各１人） ○週末消費生活相談ダイヤルの開設（新）	消費生活室
	子育て応援ネット（地域子育てネットワーク事業）の推進	15,947	21,248	子育て家庭応援、ＳＯＳキャッチ・支援を行う地域子育てネットワークの立ち上げ及び活動支援 ○地域子育てネットワーク化の推進（93小学校区） ○啓発用リーフレット等の制作・配布 ○地域子育てネットワーク活動助成 ・助成対象：市町ごとの推進母体 ・助成率：定額（市町内校区数に応じて交付） ○子育て支援情報の総合発信（地域子育てﾈｯﾄﾜｰｸだより） ○腕章の作成 ○地域子育てネットワークの連携促進 ・県民局域でのネットワーク交流大会 ・全県フォーラム ・兵庫県地域子育てネットワーク	少子対策課
	県民すべてがかかわる兵庫の教育推進事業の実施	557	3,708	「兵庫の教育推進月間」において、フォーラムの開催や広報活動を実施するとともに、全公立小・中学校で実施しているオープンスクールの充実を図る ○「兵庫の教育推進月間」の取り組み ・推進月間：11月 ・内容：ｱ 全県フォーラムの開催 ｲ 地域フォーラムの開催(10地域　地域教育推進委員) ○オープンスクール（学校公開）の充実	教育企画課

項目	事業名	予算額(千円)		18年度の事業内容	課室
		18年度	17年度		
	地域教育推進事業	14,500	15,000	「地域教育推進委員」を教育事務所ごとに設置し、県民の参画と協働による地域ぐるみで子どもたちを育む取り組みを推進 ・推進委員：各教育事務所50名程度 ・推進会議：年6回程度 ・地域の教育課題の研究・協議・情報交換、意見・提言のまとめ	教育企画課
	学校評議員制度	―	―	教育に対して識見を持つ者のうちから学校評議員を委嘱し、地域社会からの支援や協力をを得て、地域と密着した特色ある教育を進めていくとともに、地域と一体になった開かれた学校づくりを推進	教育企画課
	児童生徒の安心づくりコーディネーターの配置	8,620	0	３教育事務所（阪神南、中播磨、東播磨）に児童・生徒の安心づくりコーディネーターを配置（非常勤嘱託員 各1人）（新）	義務教育課
	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	―	―	○市町教育委員会や各学校における学校危機管理対策の取り組みを一層推進 ○地域との連携を重視した学校安全体制づくりを進めるため、国の委嘱事業を活用して、地域を指定し、地域ぐるみで学校安全に係る実践的な取り組みを行う ○防犯の専門家である地域学校安全指導員（スクールガード・リーダー）を県下の小学校へ配置し、学校及び通学路等の巡回指導・評価や学校安全ボランティア（スクールガード）に対する指導等	体育保健課
	子どもの居場所づくり推進事業	―	―	心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、社会教育施設や学校等を活用して、安全・安心な子どもたちの居場所（活動拠点）を整備し、放課後や週末における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援することで、全県的に子どもを見守り育てる地域の教育環境の再生を図る ○兵庫県子どもの居場所づくり運営協議会の設置 ○市町子どもの居場所づくり推進事業の実施 ・市町子どもの居場所づくり推進協議会の設置 ・地域子ども教室の開設及び事業の実施	社会教育課
	防犯教室講習会の実施【再掲】	[300]	[350]	学校で児童生徒が被害にあう事件が発生していることから、小学校の教職員等を対象に、防犯に対する心構え、防犯や応急手当等についての訓練を内容とする講習会を実施し、各学校での防犯教室の開催を推進するとともに、学校の安全管理の充実を図る（県内2箇所）	体育保健課

項目	事業名	予算額(千円)		18年度の事業内容	課室
		18年度	17年度		
	県警ホットラインの設置	―	―	学校等において不審者侵入事案等が発生した場合、その後の被害拡大防止のため学校等と警察署を結ぶ通報装置を設置（県内全学校施設）	生活安全企画課
	学校緊急通報装置の設置	―	―	学校等へ波及するおそれのある事案を認知した場合、近隣学校へ通報する装置の設置	生活安全企画課
	子ども緊急通報制度	―	―	神戸市立有瀬小学校区に７基設置	生活安全企画課
Ⅳ 規範意識の高揚	青少年を守り育てる県民スクラム運動の実施	3,648	4,477	関係機関・団体、地域住民等が一体となった青少年育成に対する施策や活動を通じ、県民の意識の高揚と青少年のみならず大人の規範意識の熟成と社会環境の浄化等を図る ○スクラム会議開催等（全県1回、地域各2回） ○キャンペーン実施等（パレード等） ○地域実践活動 ・ハートブリッジ運動の推進 ・研修会開催 ○非行防止活動（業界と連携した活動の展開）	青少年課
	青少年愛護活動推進員等の設置	25,461	26,133	○青少年愛護活動推進員の設置 ・人数：非常勤嘱託員　10人(1人/県民局) ・役割：ｱ 地域活動の現状と課題の把握 ｲ 環境浄化等に係る普及・啓発活動 ｳ 地域住民の点検活動や撤去活動の支援等 ○青少年愛護活動推進協力員の設置 ・人数：900人（各小学校区） ・役割：ｱ 活動グループの編成・指導 ｲ 地域の点検活動、業者等への改善要請	青少年課

項目	事業名	予算額(千円)		18年度の事業内容	課室
		18年度	17年度		
	青少年補導活動推進事業	3,665	3,741	市町、地域住民との密接な連携による補導活動等、より深刻な状況に陥る前の青少年を支援する諸活動を推進 ○青少年補導センター活動推進事業補助金 ・対象：青少年補導センター ・対象事業：広域的又は新たな取り組みに要する経費 ・補助率：1/2(上限30万円) ○兵庫県青少年補導委員連合会運営費補助等	青少年課
	青少年愛護条例改正に伴う取組みの強化	5,193	0	条例の改正に伴い、周知徹底及び青少年のよりよい環境づくりのための活動の充実を図るとともに、インターネット対策など新たな課題に対する施策を展開（新） ○青少年愛護活動推進協力員の活動強化 ・環境実態調査への参加促進 ・活動手帳の作成配付（900部） ・地域別研修会の開催(各地域1回) ○有害情報対策事業（親子学習会の開催） ○青少年を取り巻く環境総点検活動	青少年課
	チャレンジファミリー地域応援事業	2,433	2,650	親子で参加する宿泊型の体験事業を実施し、生活上のルールや規範意識を学ぶとともに、地域ぐるみの子育て気運をたかめる	青少年課
	薬物乱用防止対策啓発事業	2,977	2,991	薬物乱用防止指導員の設置や大学生による薬物乱用防止啓発活動事業を実施 ○薬物乱用防止指導員の設置 ・人　　数：1,300人以内 ・役　　割：啓発活動、講演 ・その他：地区協議会の設置（県下12地区） ○薬物乱用防止功労者への表彰 ○大学生による薬物乱用防止啓発活動事業の実施 ・大学生啓発ボランティアの募集	薬務課
	情報モラル教育サポートプランの実施	537	642	安全・安心なネットワーク等の利活用をめざし、教員や保護者が情報モラルを適切に指導できるように、教員や保護者を対象としたフォーラム・研修会を実施し、情報モラル指導の必要性について啓発（3会場）	教育企画課

項目	事業名	予算額(千円)		18年度の事業内容	課室
		18年度	17年度		
	道徳教育実践推進アクションプランの実施	2,894	4,284	道徳教育推進協議会を設置するとともに、道徳教育実践研修の実施や道徳教育推進モデル地域の指定を実施 ・研修参加者：1,177人 ・モデル地域：10地域	義務教育課
	「いきいき学校」応援団事業	53,844	74,012	総合的な学習の時間の充実、開かれた学校づくりの推進、地域で子どもを育てる気運の高揚 ○「いきいき学校応援団」補助事業 ・補助率：1/2 ○「ふるさとの先輩」補助事業 ・補助率：1/2	義務教育課
	「命の大切さ」を実感させる教育プログラムの周知	－	1,500	17年度に策定した「命の大切さ」を実感させる教育プログラムの実践方法を周知徹底させるため、プログラムモデル例や教員研修事例を内容とするＷｅｂコンテンツを制作	高校教育課
	地域非行防止対策推進費	1,474	1,661	○非行防止教室の実施（48署） ○合同パトロール用品の整備 ○ポスター、リーフレットの作成・配布	少年育成課
	非行防止教室等の開催	－	－	○県内の学校等（幼・小・中・高）に警察職員等が出向き、出前式の「非行防止教室」、「薬物乱用防止教室」など生徒等の年齢に応じた教室を開催 ○少年サポートセンターの補導職員等により結成した劇団が、寸劇を通じて身近な題材をテーマにした意識啓発を実施（薬物の危険性、出会い系サイトの危険性等）	少年育成課
	少年非行総合対策「少年マナーアップ兵庫」活動の推進	－	－	少年の深夜はいかいや喫煙等の不良行為、公園や駅などでのマナー違反等地域における少年の問題行動に対し、関係機関・団体、ボランティアと連携した街頭補導活動、街頭キャンペーン等のほか、少年参加による清掃活動、各種ボランティア活動等の規範意識向上に向けた諸活動を行う	少年育成課

項目	事業名	予算額(千円)		18年度の事業内容	課室
		18年度	17年度		
	市町青少年補導センター等への情報発信	—	—	県内29箇所の市町青少年補導センターへ、非行情勢や有害環境に関する情報を、メール送信し、情報の共有化を図るほか、各少年サポートセンターごとに「サポートセンターだより」を発行し管内学校等に配布	少年育成課
Ⅴ　犯罪に強いまちづくり	防犯に配慮した住宅・住宅地整備の推進	—	—	防犯モデルマンション（仮称）の認証制度の検討	住宅計画課
	安心して住める県営住宅の整備	—	—	空き巣ねらい等の犯罪の増加を踏まえ、県営住宅により安心して住めるよう、防犯機能を強化し、コミュニケーションのある開放的で共存性のある住宅として整備	公営住宅課
	安全、安心、防犯に配慮した公園の整備	—	—	県立都市公園における犯罪発生状況等の把握、危険箇所となりうる施設等の調査・点検等	公園緑地課
	スーパー防犯灯の設置	30,135	40,000	スーパー防犯灯を設置 ○姫路警察署管内（姫路市魚町地区）　7基	生活安全企画課
	防犯設備アドバイザー制度	—	—	兵庫県防犯設備協会長と生活安全部長の連名で防犯設備士の資格を有する者を防犯設備アドバイザーに委嘱し、防犯診断、防犯設備展示会の開催など優良防犯機器の普及促進に努める	生活安全企画課
	特殊開錠用具で開錠できない建物錠の普及	—	—	兵庫県防犯協会連合会、兵庫県防犯設備協会、兵庫県錠前技術者防犯協力会と連携した広報啓発活動を実施	生活安全企画課
	歓楽街環境浄化対策費	9,173	0	健全で魅力あふれた歓楽街の再生を目指し、歓楽街の取締り強化と、住民・自治体・関係機関と協働して総合的かつ継続的な事業を実施 ○歓楽街治安対策推進体制の確立 ・兵庫県警察歓楽街総合対策推進本部の設置 ・歓楽街特別捜査隊、歓楽街風俗捜査隊の設置 ○組織犯罪集中取締りの推進 監視用装備資機材等の導入 ○地域住民、関係機関等と協働した対策の推進	生活安全企画課

項目	事業名	予算額(千円)		18年度の事業内容	課室
		18年度	17年度		
Ⅵ　多様な構成主体による相互の連携	地域安全まちづくり条例に基づく推進計画・指針策定事業	2,940	0	地域安全まちづくり条例第12条に基づき、県(教委・警察含む)の施策を総合的かつ計画的に実施するための推進計画を策定するとともに、県民等が具体の取り組みを進める際の参考となる「指針」策定し、広く普及を図る（新）	地域安全課
	地域安全まちづくり審議会の運営	516	0	推進計画及び指針の決定又は変更、その他地域安全まちづくりに関する重要事項に係る知事の諮問についての調査審議及び必要に応じて知事に建議（新） ・委員：学識経験のある者：11名 市町の長を代表する者：2名 地域安全まちづくり活動を行っている者：4名	地域安全課
	地域安全県民大会の開催	400	400	県、県警察、県防連共催による防犯意識高揚のための県民大会 ・場　所：兵庫県公館 ・参加者：　500人	地域安全課
	地域協働推進本部地域防犯部会の運営	―	―	地域安全まちづくり条例に基づく施策の横断的、総合的な展開を図るなど、全庁的な企画・調整を行う ・構成員：知事部局、教育委員会、警察本部における地域安全まちづくりに係わ る関係課室長等　29名	地域安全課
	ひょうご防犯まちづくり推進協議会の運営支援【⑱予算は、防犯意識の普及啓発として前掲】	[1,000]	―	県民ぐるみで防犯活動を展開していく推進母体である「ひょうご防犯まちづくり推進協議会」の運営を支援 ・会長：井戸敏三（兵庫県知事） ・会員：地域団体、事業者団体、行政、警察等　100団体 ・事業：会議の開催、研修会の開催、会員向け防犯情報の提供県民向け防犯意識の啓発、活動指針の策定 ・運営支援の内容：ひょうご防犯まちづくり推進補助金1,000千円	地域安全課
	市町防犯担当課長会議の開催	―	75	住民が主体となった地域安全まちづくり活動を効果的に支援するため、県と市町の犯罪情報や防犯情報の共有化、市町への技術的助言を行い、地域の実情に応じた支援方策のあり方等を検討 ・開催回数：適宜（年２回程度） ・参集者：全市町の防犯担当課長等	地域安全課

項目	事業名	予算額(千円)		18年度の事業内容	課室
		18年度	17年度		
	身体犯被害に対する診断書料の一部補助制度	200	200	事件を立証するために必要な身体犯被害に対する診断書料の一部を補助	被害者対策室
	犯罪被害者相談員制度	400	400	民間カウンセラーによるカウンセリング実施 ・全県的に対応	被害者対策室
	性犯罪被害者に対する診断書料等の一部補助制度	1,300	1,300	強姦、強制わいせつなどの性犯罪の被害について、初診料及び外傷等の治療行為にかかる経費を補助	被害者対策室
	司法解剖後の遺体修復及び搬送制度	2,687	5,638	犯罪死体等で死因の究明、証拠保全のために行う司法解剖により切開した遺体の修復を専門家に委託するほか、解剖場所から葬儀場所等へ搬送	被害者対策室
Ⅶ 警察活動の充実	警察署ＯＡ端末装置の整備	151,553	0	交番及び刑事部門にパソコンを整備し、被害届や捜査書類等のデータ管理をシステム化することにより、他部門との情報の共有化や相談者・被害者対策を推進（新）	情報管理課
	交番テレビ電話システム整備費	5,278	9,988	交番勤務員が不在の際に、警察署の警察官が直接的に対応するためのテレビ電話システムを整備 ・設置交番数：10所	地域企画課
	地域安全サポートプランの実施	20,629	15,932	迅速・的確な初動対応とパトロールの強化を図るため、ブロックの拠点交番等に加え業務負担の高い交番に小型警ら車を増強配備	地域企画課
	交番相談員の設置	1,108,266	973,994	平成18年度交番相談員数：469人（対前年度 57人増）	地域企画課
合　計		**4,306,262**	**2,027,399**		

資料８

地域安全まちづくり条例に基づく「指針」について

１　指針とは

(1) 地域安全まちづくり条例第 13 条に基づき、県民等が防犯上の具体的な活動を進める際に参考となるガイドラインである。

(2) 指針は、各施設の整備者・設置管理者等に何らかの義務を負わせ、又は規制を課するものではない。

(3) 条例上、策定する指針は、次の４種類であり、これらの指針に基づき防犯に配慮した環境整備を進めることにより、犯罪の起こりにくい地域社会の実現に資する。

種　　類	活動主体	説　　明	事務担当部局
子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針	保護者･地縁団体･学校、通学路の設置管理者	出入口の限定や登下校時の見守り活動の実施など、学校及び通学路における安全確保の活動や措置を示し、もって子どもの安全確保を図る	教育委員会
犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅団地の構造､設備等に関する指針	住宅･住宅団地の整備者や所有・管理者	破壊困難な窓や扉の設置や死角となる障害物の除去など、防犯への配慮事項を示し、防犯性能の高い住宅等の普及を図る	県土整備部
犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針	深夜に物品販売等を営む者	レジの配置改善や防犯カメラの設置など、防犯への配慮事項を示し、店舗の安全確保を図る	警察本部
犯罪の防止に配慮した道路等の構造､設備等に関する指針	道路・公園・駐車場等の設置・管理者	歩車道の分離や見通しの確保など、防犯への配慮事項を示し、犯罪の起こりにくい道路等の普及を図るもの	県土整備部

2　内容

指針ごとに、各活動主体が防犯上の実効性をあげるために参考となる具体策を示す。

＜イメージ＞

◆　子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針

<具体例>

①　学校、通学路等における対策

・定期的な巡回

・死角となる障害物等の除去

・職員室の配置等の工夫や防犯設備の充実

②　安全教育の充実

・防犯訓練の実施

・防犯教室の開催

・子どもに対する 110 番の家・店の周知

③　保護者・地縁団体等との連携

・登下校時等における見守り活動及び地域パトロールの実施

・不審者情報等の周知体制の整備

・子ども 110 番の家・店への参加

◆　犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅団地の構造、設備等に関する指針

<具体例>

共同住宅(共用・専用)、一戸建て住宅、住宅団地の別に記載

①　構造、設備の見直し

・合わせガラス等、破壊困難な窓ガラスの設置

・周囲から見通しを妨げない塀、さくの設置

・侵入足場とならない空調室外機、配管、外壁等の構造、配置の工夫

②　管理の強化

・ｵｰﾄﾛｯｸｼｽﾃﾑ、ｲﾝﾀｰﾎﾝ、防犯ｶﾒﾗ等の設備保守点検

・死角となる障害物や脚立等、侵入の足がかりとなる物の除去

・地域や管理組合等における自主防犯活動の推進

◆　犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針

<具体例>

①　構造、設備の見直し

・見通しのよい場所へのカウンター配置

・客から見えにくい場所等への金庫等の配置　等

・防犯カメラ、来客感応装置、ｶﾗｰﾎﾞｰﾙ等の機材備え付け

② 管理の強化

・防犯責任者の指定

・危機管理マニュアルの作成、周知

・来客への声かけ励行

◆ 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

<具体例>

① 道路の構造、設備の見直し

・歩車道の分離

・防犯灯による照度の確保

② 公園の構造、設備の見直し

・見通しに配慮した植栽

・下枝のせん定

・夜間における照度確保

③ 駐車場の構造、設備の見直し

・管理者の常駐

・防犯カメラ、ミラー等の設置

3 策定時期

平成１８年１０月頃を目途とする。

＜参考＞　他府県における指針策定状況

	指針の種類								指針策定時期	根拠となる条例の議決・施行時期	備　　考
	道路	公園	駐車場	駐輪場	住宅	学校等	通学路	店舗			
北海道	○	○	○	○	○	○	○		Ｈ１７年１０月	H17.3、H17.4	
秋田県	○	○	○	○	○	○	○		Ｈ１７年３月	H16.3、H16.4	
茨城県	○	○	○	○	○	○		○	Ｈ１６年３月	H15.3、H15.4	
栃木県	○	○	○	○	○	○	○	○	Ｈ１８年３月	H17.3、H17.4	
群馬県	○	○	○	○	○	○			Ｈ１６年６月	H16.6、同左	
埼玉県	○	○	○	○	○	○	○		Ｈ１７年３月	H16.3、H16.7	防犯カメラ取扱に関する指針を併せて策定
千葉県	○	○	○	○	○	○			Ｈ１６年１１月	H16.3、H16.10	犯罪被害者支援に関する指針を併せて策定
東京都	○	○	○	○	○	○			Ｈ１５年１０月	H15.7、H15.10	
神奈川県	○	○	○	○	○	○		○	Ｈ１７年４月	H16.12、H17.4	金融機関の構造等に関する指針を併せて策定
新潟県	○	○	○	○	○	○	○		Ｈ１７年１０月	H17.7、同左	防犯カメラ取扱に関する指針を併せて策定予定
山梨県	○	○	○	○	○	○	○		Ｈ１７年８月	H17.3、H17.4	
静岡県	○	○	○	○	○	○			Ｈ１６年４月	H16.3、H16.4	
富山県	○	○	○	○	○	○	○		Ｈ１７年１０月	H17.3、H17.4	観光施設の指針を策定 条例附則に、指針施行は10月と明記
福井県	○	○	○	○	○	○	○	○	Ｈ１６年５月	H16.3、H16.4	金融機関の構造等に関する指針を併せて策定
愛知県	○	○	○	○	○	○			Ｈ１６年７月	H16.3、H16.4	条例附則に、指針施行は７月と明記
三重県	○	○	○	○	○	○	○	○	Ｈ１６年１０月	H16.3、H16.10	
滋賀県	○	○	○	○	○	○			Ｈ１５年１０月	H15.3、H15.4	
大阪府	○	○	○	○	○	○	○		Ｈ１４年１０月	H14.3、H14.4	条例附則に、指針施行は規則で定める日と明記
広島県	○	○	○	○	○				Ｈ１５年１２月	H14.12、H15.1	
長崎県	○	○	○	○	○	○	○		Ｈ１７年１２月	H17.3、H17.4	大規模商業施設の指針を併せて策定
大分県	○	○	○	○	○	○			Ｈ１７年８月	H16.3、H16.8	観光旅行者に関する安全指針を併せて策定
宮崎県	○	○	○	○	○	○			Ｈ１７年１２月	H17.10、同左	
沖縄県	○	○	○	○	○	○	○		Ｈ１６年４月	H15.12、H16.4	

※　石川、香川は指針策定に向けて準備中(条例施行時期：石川 H17.4、香川 H17.10)

資料９

今後のスケジュールについて（案）

時期	地域安全まちづくり審議会	企画部会	推進計画・指針
５月	５／２６　第１回全体会（諮問）		
６月		○ ３～４回程度	
７月		○	
８月		○	
９月	第２回全体会（中間報告）□□ →		指針(県民意見提出手続)
			↓
１０月			指針の策定
１１月		○ ２回程度 ○	
１２月	第３回全体会（答申）□□ →		推進計画 (県民意見提出手続)
			↓
			推進計画の策定